皇室事項

行啓

皇后陛下は、四月十八日午後二時五十七分御出門、小山実稚恵ピアニスト三十周年記念公演を御鑑賞のため、サントリーホール（港区）へ行啓、同四時三十五分還啓になつた。

官庁発表

官庁事項

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第19条第１項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を定めたいので、同条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に基づき公告する。

平成27年４月23日

農林水産大臣　林　　芳正

１　東浦地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

⑴　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

⑵　縦覧の期間　平成27年４月23日から平成27年５月13日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局稚内開発建設部、稚内市役所

２　様似地区に係る特定漁港漁場整備事業計画

⑴　漁港漁場整備法第19条第３項において準用する同法第17条第４項の規定に準じ縦覧に供すべき書類の名称　特定漁港漁場整備事業計画の案

⑵　縦覧の期間　平成27年４月23日から平成27年５月13日まで

⑶　縦覧の場所　水産庁漁港漁場整備部計画課、北海道開発局室蘭開発建設部、様似町役場

近畿地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年４月23日

近畿地方整備局長　森　　昌文

道路の種類	路線名	区　　間
一般国道	１号	大津市本宮二丁目字一町道103番５から同市本宮二丁目字一町道103番４までの上り線
		大津市本宮二丁目字一町道103番４から同市本宮二丁目字一町道80番１までの上下線
		大津市本宮二丁目字一町道80番１から同市本宮二丁目字宮ノ谷292番13までの下り線
		大津市本宮二丁目字宮ノ谷292番13から同市本宮二丁目字日ノ出573番３までの上下線
		大津市本宮二丁目字日ノ出573番３から同市本宮二丁目字日ノ出578番３までの下り線

労　　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について

今般、徳島労働局の関係労働者を代表する者松岡嘉征の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係労働者を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係労働者を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成27年４月23日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している労働者団体であって、徳島労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成27年５月７日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　徳島労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　　告

諮　事　項

公認会計士法に基づく供託金取戻しの公示

有限責任監査法人供託金規則（平成19年内閣府・法務省令第８条）第12条第２項の規定により、次のように公示する。

１．供託者の商号又は名称　いなほ有限責任監査法人

２．主たる事務所の所在地　東京都台東区雷門１丁目15番12号

３．代表者の氏名　長島　俊行（代表清算人）

４．取戻しをしようとする供託金の額
金10,000,000円

５．前号の供託金につき公認会計士法第34条の33第６項の権利を有する者は、平成27年10月23日までに、有限責任監査法人供託金規則別紙様式第４号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、金融庁長官に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成27年４月23日

金融庁長官　細溝　清史

保険業法に基づく供託金に係る公示

保険業法施行令（平成７年政令第425号）第27条第３項の規定に基づき、次のとおり公示する。

１．外国保険会社等であった者の商号　ユーラーヘルメス・ドイチュラント・アクティエンゲゼルシャフト日本支店

２．住所　東京都千代田区内幸町二丁目２番２号富国生命ビル７階　弁護士法人東町法律事務所

３．清算人氏名　田中　庸介

４．解除しようとする契約　供託金支払保証委託契約

５．支払保証金額
金200,000,000円

６．契約の相手方　コメルツ銀行東京支店

７．第１号の者に対して保険業法第190条第６項に基づく権利を有するものは、平成27年10月23日までに外国保険会社等供託金規則（平成８年２月29日法務省・大蔵省令第１号）別紙様式第４号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて金融庁長官に提出されたい。

８．前号の期間内に申出書の提出がないときは、第４号の契約の解除等に係る続きから排斥される。

平成27年４月23日

金融庁長官　細溝　清史

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第８２８１号

石川県金沢市大河端町ホ90番地１
申立人　的場　蓉子
本籍石川県金沢市荒屋町イ228番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日推定平成26年９月７日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和41年５月23日、職業造園業
被相続人　亡　松野　　潔
石川県金沢市新神田１丁目16番16号、事務所石川県金沢市新神田４丁目８番５号　村上コーポ１階　金沢新神田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村上　久幸

金沢家庭裁判所